

## 「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」改正案に 関する意見募集について（概要）

〔 令和 2 年 5 月 28 日  
食 品 生 活 衛 生 課 〕

### 1 要旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の一部が改正され、食中毒等のリスクを踏まえ許可業種が再編されるとともに、都道府県は、飲食店営業等政令で定めるものの施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で必要な基準を定めるよう規定された。

そこで、「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（以下「食品条例」という）の一部を改正することとし、これについて別紙のとおり県民意見募集を実施する。

### 2 改正の経緯

平成 30 年 6 月 13 日に公布された食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）において、食品衛生法が 3 年間で段階的に改正されることとなっている。

このうち、令和 3 年 6 月 1 日から施行される改正後の食品衛生法（以下「令和 3 年改正法」という。）第 54 条により、都道府県は、政令で定めるものの施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならないこととなった。

### 3 主な改正の内容

施設の基準について、現行の食品条例で規定している共通の基準及び業種ごとの基準を削除し、厚生労働省令で定める基準のとおりとする。

### 4 今後の予定

令和 2 年 6 月 1 日～6 月 30 日	県民意見募集
令和 2 年 9 月	議案提出
令和 2 年 10 月～	県報登載、関係機関への通知、県民への周知

### 5 根拠規定

令和 3 年改正法第 54 条〔営業施設の基準〕

都道府県は、公衆衛生に与える影響が著しい営業（食鳥処理の事業を除く。）であって、政令で定めるものの施設につき、厚生労働省令で定める基準を参酌して、条例で、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。

## 「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」改正案について（概要）

### 1 趣旨

本県は、公衆衛生の見地から必要な営業施設の基準（以下「施設基準」という。）を「食品衛生法に基づく営業の基準等に関する条例」（以下「食品条例」という。）で定めている。

平成30年6月に食品衛生法が改正され、食中毒等のリスクを踏まえ許可業種が再編された。また、政令で定めるものの施設について、厚生労働省令で定める基準を参酌して条例で必要な施設基準を定めるよう規定されたことから、食品条例の一部を改正する。

### 2 改正の理由

平成30年6月に改正された食品衛生法に対応するため。

### 3 主な改正の内容

現行で定める共通の基準（別表第1）及び業種ごとの基準（別表第2）を削除し、厚生労働省令で定める基準のとおりとする。

現行業種(34種)		改正後業種(32種)	
1 飲食店営業		飲食店営業	1
2 喫茶店営業		調理機能を有する自動販売機	2
3 菓子製造業		菓子製造業	3
4 あん類製造業			
5 アイスクリーム類製造業		アイスクリーム類製造業	4
6 乳処理業		乳処理業	5
7 特別牛乳搾取処理業		特別牛乳搾取処理業	6
8 乳製品製造業		乳製品製造業	7
9 乳酸菌飲料製造業			
10 集乳業		集乳業	8
11 乳類販売業		※	
12 食肉処理業		食肉処理業	9
13 食肉販売業		食肉販売業	10
14 食肉製品製造業		食肉製品製造業	11
15 魚介類販売業		魚介類販売業	12
16 魚介類せり売り業		魚介類競り売り業	13
17 魚肉練り製品製造業		水産製品製造業	14
18 食品の冷凍又は冷蔵業		冷凍食品製造業	15
		複合型冷凍食品製造業	16
19 食品の放射線照射業		食品の放射線照射業	17
20 清涼飲料水製造業		清涼飲料水製造業	18
21 氷雪製造業		氷雪製造業	19
22 氷雪販売業		※	
23 食用油脂製造業		食用油脂製造業	20
24 マーガリン又はショートニング製造業			
25 みそ製造業		みそ又はしょうゆ製造業	21
26 しょう油製造業			
27 ソース類製造業		密封包装食品製造業	22
28 缶詰又は瓶詰食品製造業			
29 酒類製造業		酒類製造業	23
30 豆腐製造業		豆腐製造業	24
31 納豆製造業		納豆製造業	25
32 めん類製造業		麺類製造業	26
		そうざい製造業	27
33 総菜製造業		複合型そうざい製造業	28
34 添加物製造業		添加物製造業	29
		液卵製造業	30
		漬物製造業	31
		食品の小分け業	32

※ 要届出業種へ移行